

国有財産使用許可書の内容

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

口 座 名
所 在
区 分
数 量
使用部分 別図のとおり
(公募する周辺財産の内容を記載します。)

(指定する用途)

第2条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用物件を〇〇〇の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用期間の満了2月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。また、更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の希望がある場合は、再度公募を実施する必要があることから、使用者は部局長の指定する期日までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

(使用料)

第4条 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの使用料は〇〇円とする。
2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、特に次に掲げる措置をするととも

に、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- (1) 雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止
- (2) 残土、ごみ、汚物等の投棄の防止
- (3) 不法占拠等の防止

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用者は、使用期間中、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用者は、使用物件を担保に供してはならない。
- 3 使用者は、使用物件について、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。
 - (1) 現状変更をしようとするとき
 - (2) 使用計画を変更しようとするとき
 - (3) 本許可書の承認後、新たに転貸しようとするとき
- 4 使用者は、使用物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。
 - (1) 居住を目的とする建物
 - (2) 航空法（昭和27年法律第231号）第49条第1項に規定する建造物、植物その他の物件
 - (3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物
- 5 使用者は、使用物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為
 - (2) その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (3) 使用者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 2 部局長は、使用物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
- 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 使用者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

- 第11条 部局長が使用許可を取消したときは、使用者は、自己の負担で、直ちに、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 2 使用期間が満了するときは、使用者は、自己の負担で、使用期間の満了日まで、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 3 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

- 第12条 使用者は、その責に帰する事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 3 使用者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第13条 使用許可の取消が行われたとき又は使用期間が満了したときは、使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

- 第14条 部局長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

- 第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他、使用物件について疑義を生じたときは、すべて部局長の決定するところによるものとする。